

2019年1月25日 全5頁

# 毎月勤労統計の不適切調査の影響

他の経済指標に与える影響は限定的

経済調査部  
エコノミスト 鈴木 雄大郎

## [要約]

- 2018年末から今日まで、連日のように毎月勤労統計の不適切調査について報道されている。本稿では、これまでの毎月勤労統計に関する経緯をまとめるとともに、経済指標に与える影響、今後の毎月勤労統計の見方を示していく。
- 毎月勤労統計は国民経済計算（SNA）や景気動向指数といった重要指標の作成にも利用されている。不適切調査が発覚した当初、こうした重要指標も数値が変更されることにより、景気判断などにも影響が出ることが懸念されていたが、その影響は限定的であった。
- 2018年11月確報で再集計値が公表されたことにより、現在の毎月勤労統計は従来の公表値、共通事業所ベースの参考値、再集計値の3つが公表されていることになる。そのため、利用者側は用途によって使い分ける必要があるだろう。
- 毎月勤労統計は、日本全体の賃金・労働時間の動きを月次で捉えることができる唯一の指標である。業種別、事業規模別、雇用形態別、男女別など詳細に分類されており、活用方法は多様だ。政府統計の利用者は、その統計が正しいという前提のもとで利用している。今回明らかになった不適切調査は、政府統計に対する信頼を損ねることとなってしまった。信頼回復のためにも他統計を含めて統計法に即した厳格な運用体制の確保や、実体経済の構造変化に対応した調査方法の見直しなどが求められる。

## はじめに

毎月勤労統計において不適切な調査があることが発覚した 2018 年末以降、連日のようにこの問題について報道されている。

本稿では、これまでの毎月勤労統計に関する経緯をまとめるとともに、経済指標に与える影響、今後の毎月勤労統計の見方を示していく。

## これまでの経緯

### 今回発覚した問題点

毎月勤労統計における不適切調査問題とは、東京都内の事業所を対象とした調査において、本来とは異なる手法で行われたこと、さらには実態と近づけるための統計処理が不適切であったことを指す。

具体的には、(1) 従業員数 500 人以上規模の事業所に対しては本来、全数調査を行わなければならないところ、東京都に関しては約 3 分の 1 の事業所のみを調査対象としていたこと、(2) 2004 年から 2017 年までの集計データについて、実態に近づけるための統計的処理（抽出率の還元）が行われていなかったことである。

(1) に関しては、統計法に定められた方法に則っていないという点で重大な問題である。ただ、わが国で行われている統計調査の多くは調査対象の一部を調査する標本調査であり、毎月勤労統計においても 5～499 人の事業所では標本調査が行われている。その際、実際に近づけるための適切な統計処理を行う必要があるが、(2) のように、それが行われていなかった。その結果、2004 年から 2017 年までの賃金や労働時間が不適切に推計され、失業給付や雇用保険の過少給付問題へ発展した。また、2017 年 12 月までと 2018 年 1 月以降のデータでは統計の加工処理が異なるため、例えば、2018 年 1～11 月の賃金や労働時間が前年同月と比べてどれくらい変化したのかを正確に把握することができていなかった。

### 連続性を失ったことは 2018 年から指摘されていた

毎月勤労統計の公表値が 2017 年 12 月と 2018 年 1 月との間で連続性を失ったことは統計利用者などから既に問題視されていた。ただ、これは今回の不適切調査問題とは別の話であり、統計的な処理の方針が変更されたことによるものだ。

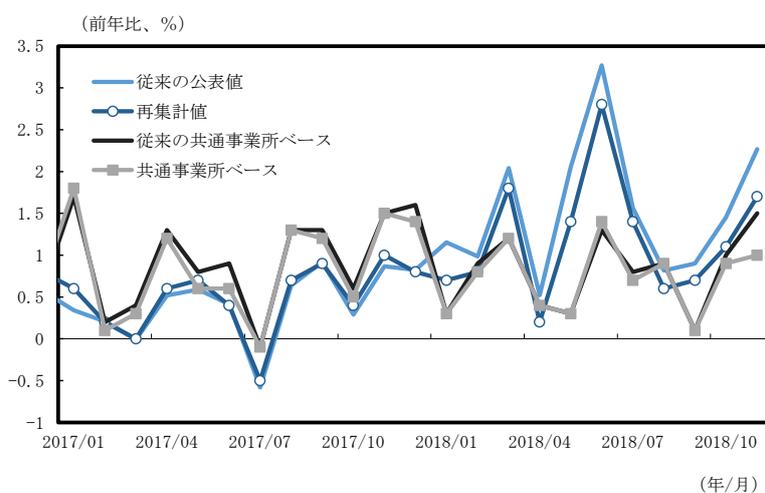
現金給与総額（賃金指数）は 2018 年に入って前年同月比で高い伸び率を示し（**図表 1**）、本格的な賃金上昇やデフレからの完全脱却を予想する声の一部が高まった。だが、これはサンプル替えとベンチマークの更新が実施されたことに伴い、金額に乖離の生じた新旧データを段差調整せずに接続する方針<sup>1</sup>に変わったことで、伸び率が過大に高まったためであった。ベンチマ

<sup>1</sup> 詳細は厚生労働省「[毎月勤労統計調査全国調査で作成している指数等の解説（平成 30 年 1 月分部分入替え）](#)」

ークの更新などはこれまでも経済センサスなどが公表される度に行われており、その際は伸び率に影響を与えないような処理が実施されていた。

厚生労働省はこうした問題が生じることを理解しており、その対応として「共通事業所ベース<sup>2</sup>」の公表を開始した。共通事業所ベースとは、景気指標としての賃金変化率を捉えるために前年から継続して調査を行っている事業所のみを集計したデータである。調査対象が同じであるために、サンプル替えの影響を除いて賃金などの伸び率を見ることができる。

図表 1：現金給与総額の比較（前年比）



(出所) 厚生労働省統計より大和総研作成

### 新たに公表された再集計値について

先述の不適切調査問題を受け、厚生労働省は 2012 年から 2017 年までのデータにも復元処理を行った「再集計値」を公表した。2019 年 1 月 23 日に公表された 2018 年 11 月確報によると、現金給与総額は 2017 年までの金額が押し上げられたことで、2018 年 1 月以降の前年同月比の伸び率はやや下方修正された。下方修正の幅は 2018 年 1～11 月平均で、0.3%pt（従来公表値：+1.5%→再推計値：+1.2%）である。再集計値では伸び率は下方修正されたものの、緩やかな増加基調は維持している。一方、共通事業所ベースへの再集計の影響はごくわずかであった。

### 他の統計に与える影響は限定的

毎月勤労統計は国民経済計算（SNA）や景気動向指数といった重要指標の作成にも利用されて

の「5 指数の改訂」の（注3）。

<sup>2</sup> 「共通事業所ベース」に関しては、従来は前年比の推移のみを公表しており、実数の部分は「今後公表を検討」としていたが、11 月確報公表時に 2016 年 1 月から足元までの実数も公表を開始した。加えて、これまでは業種ごとの数値に関しては、主要 3 業種（「製造業」「卸売業、小売業」「医療、福祉」）のみを公表していたが、新たに全 16 業種の公表を開始した。ただし、「共通事業所ベース」はサンプル数が少ないという問題がある。特に、業種ごとに分析を行う場合、サンプル数がより少なくなる点には留意が必要である。

いる。不適切調査が発覚した当初、こうした重要指標の公表値にも大きな影響を及ぼすことが懸念されたが、実際は限定的であった。以下、それぞれの指標への影響を見ていく。

## SNA に与える影響

SNA で特に影響が大きいと思われるのは雇用者報酬である。雇用者報酬は賃金・俸給と雇用者の社会負担（事業主が拠出する従業員の保険料など）で構成されている。毎月勤労統計は賃金・俸給はもちろんのこと、雇主の社会負担においても基礎統計として使われている。

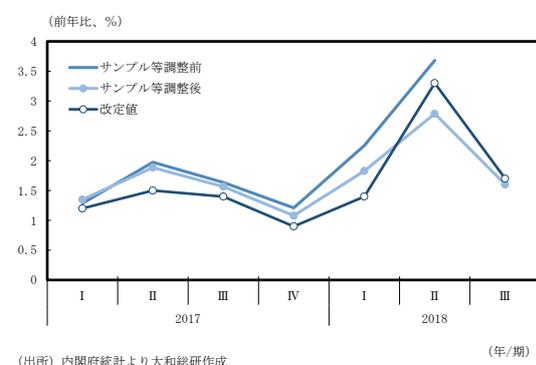
内閣府は2019年1月25日、2016年1-3月期から2018年7-9月期までの雇用者報酬を推計し直し公表した。雇用者報酬に関しては、2018年7-9月期のGDP一次速報公表時（2018年11月14日）に2018年1月に行われたサンプル替えとベンチマークの更新の影響を考慮し再推計しており、その時に下方修正されていた。今回の再推計値によって2018年4-6月期は、再びわずかに上方修正されたが、影響は限定的であった（**図表2**）。

## 景気動向指数に与える影響

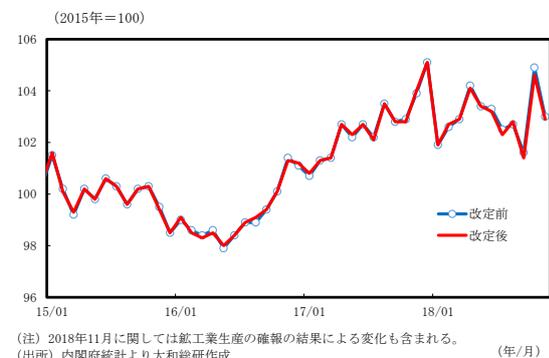
景気動向指数は景気の現状把握及び将来予測に資するために作成された指標である。毎月勤労統計は、景気動向指数の一致CIと遅行CIの算出に使われており、特に注目度の高い、一致CIには所定外労働時間指数（季節調整値、調査産業計、30人以上）が利用されている。

結論から言うと、一致CIに与える影響は非常に限定的であった。所定外労働時間指数は再集計値と公表値の乖離率は2012年1月から2018年11月までの単純平均で0.1%pt（レンジ：▲1.0%pt～+1.0%pt）であり、一致CIの改定前後の乖離幅は▲0.3pt～+0.2ptと、景気の基調判断を変えるほどの水準変化はなかった（**図表3**）。

図表2：実質雇用者報酬の変化



図表3：景気動向指数の変化



## 今後の毎月勤労統計の見方

2018年11月確報で再集計値が公表されたことにより、現在の毎月勤労統計は従来の公表値、共通事業所ベースの参考値、再集計値の3つが公表されていることになる。そのため、利用者側は用途によって使い分ける必要があるだろう。今回の再集計によって、毎月勤労統計はより実態に近いデータとなった。今後は再集計値から賃金の水準などを見ることになるが、先述のように2018年の前年同月比の伸び率は過大となっている。そのため、伸び率のトレンドを見たい場合は引き続き「共通事業所ベース」を利用することが有用である。

今回の再集計は2012年1月以降を対象としており、2004年から2011年まではデータの一部が破棄されていたため再集計できない状態となっている。これに関して総務省統計委員会の西村清彦委員長は、日本経済新聞の取材に対し、この期間についても遡って集計するべきだと述べている。そのため2004年から2011年のデータは今後再集計される可能性があるが、それまでは実態が十分に反映されていないことに留意しつつも、従来の公表値を使わざるを得ないだろう。

毎月勤労統計は、日本全体の賃金・労働時間の動きを月次で捉えることができる唯一の指標である。業種別、事業規模別、雇用形態別、男女別など詳細に分類されており、活用方法は多様だ。政府統計の利用者は、その統計が正しいという前提のもとで利用している。今回明らかになった不適切調査は、政府統計に対する信頼を損ねることとなってしまった。信頼回復のためにも他統計を含めて統計法に即した厳格な運用体制の確保や、实体经济の構造変化に対応した調査方法の見直しなどが求められる。